３）入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社の資格等要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には、当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこととする。ただし、設計業務を複数の者で実施する場合は、設計業務に当たる者の要件のうち①オについては、当該複数のいずれかの者が満たせばよいものとし、建設業務を複数の者で実施する場合は、建設業務に当たる者の要件のうち②エについては、当該複数のいずれかの者が満たせばよいものとし、工事監理を複数の者で実施する場合は、工事監理に当たる者の要件のうち③オについては、当該複数のいずれかの者が満たせばよいものとする。

なお、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同じとする。

① 設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省又は本学において令和７・８年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ 経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 「建築士法」（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく１級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成22年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者（※１）及び主任担当技術者（※２、建築分野・構造分野・電気分野・機械分野）を配置できること（※３）。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。ただし、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す設計の実績を有していなければならない。

※１「管理技術者」とは、設計業務の実施に関し、業務の管理及び統轄等を行う者をいう。

※２「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※３「管理技術者」及び「主任担当技術者」について、建築分野を担当する者は１級建築士、構造分野を担当する者は構造設計１級建築士、電気分野・機械分野を担当する者は設備設計１級建築士又は建築設備士とする。

ａ 建物用途（下記のいずれかの用途のもの）

校舎、研究施設、病院、庁舎（ここでの庁舎とは、国及び地方公共団体（これらに係る公共法人を含む。）がその事務を処理するために使用する建築物をいう。以下同じとする。）

ｂ 建物規模

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上３階・地下１階建以上かつ延べ面積3,500㎡以上（主任担当技術者にあっては、建築分野・構造分野・電気分野・機械分野の各担当業務））

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす設計の実績が必要となる。

② 建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省又は本学において建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した令和７・８年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が以下の点数以上であること。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ 建築一式工事1,200点（ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は1,000点とする）

ｂ 電気工事1,100点（ただし、電気工事に当たる者が複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は900点とする）

ｃ 管工事1,100点（ただし、管工事に当たる者が複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は900点とする）

イ 提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年５月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ 平成22年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す各担当工事を実施し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有すること（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ 建物用途（下記のいずれかの用途のもの）

校舎、研究施設、病院、庁舎

ｂ 建物規模

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上３階・地下１階建以上かつ延べ面積3,500㎡以上（建築一式工事・電気工事・管工事の各担当工事）

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす施工の実績が必要となる。

エ 以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、記載を求める監理技術者又は主任技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。ただし、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す施工の経験を有していなければならない。

ａ 建築一式工事

ⅰ 建設業法で求める主任技術者又は監理技術者の資格を有する者であること。

ⅱ 平成22年度以降に元請として、2(1)3）②ウのａ・ｂに示す各担当工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有する者であること。（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

ｂ 電気工事

ⅰ 建設業法で求める主任技術者又は監理技術者の資格を有する者であること。